

岩手県告示第313号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について、同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区 末崎加入区